

国民健康保険税通知書を送付します

6月中旬に郵送します

平成27年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に郵送します。

平成27年度所得申告等を基に算定しています

平成27年度の国民健康保険税は、国民健康保険の世帯主（加入者でない世帯主も含む）及び加入者全員の平成27年度所得申告（平成26年中の所得に関する申告）等を基に算定しています。所得を申告していない方がいる場合、その世帯の国民健康保険税は推計等で課税していますので、住民課国民健康保険係までご連絡ください。

課税限度額の引上げについて

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額が医療保険分と後期高齢者支援分それぞれが1万円ずつ、介護保険分が2万円引き上げられ、合計85万円になります。

○医療保険分	年間52万円（1万円引上げ）
○後期高齢者支援分	年間17万円（1万円引上げ）
○介護保険分	年間16万円（2万円引上げ）
○合計	年間85万円（4万円引上げ）

国民健康保険税軽減対象の範囲拡大について

平成27年度から、均等割額・平等割額（5割軽減及び2割軽減）の軽減判定基準が見直されました。

【平成26年度まで】

- ・5割軽減基準所得＝33万円＋（24.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）
- ・2割軽減基準所得＝33万円＋（45万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）

【平成27年度から】

- ・5割軽減基準所得＝33万円＋（26万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）
- ・2割軽減基準所得＝33万円＋（47万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）

※特定同一世帯所属者とは国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、継続して、同一の世帯に属する方をいいます。

解雇や倒産等で離職した方は国民健康保険税が軽減される場合があります

離職日の時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する方（離職理由コードが11・12・21・22・31・32又は23・33・34のいずれかに該当する方）は、非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を受けられる場合があります。また、適用期間内であれば遡って軽減することもできますので、対象となる可能性のある方は、住民課国民健康保険係までお早目にご相談ください。

問い合わせ

住民課国民健康保険係 ☎934-2241

平成27年度 中央公民館講座 チャレンジクラブⅡ

「夏休み親子体験講座」受講者募集

活動計画

第1回 7月29日(水) 10時30分～13時30分
『おだしの学校 幾田先生直伝 う・ど・ん!』 講師:IKUTA Kitchen 幾田 淳子氏
メニュー…手打ちうどん・かきあげ
し〜ず・うみ 料理実習室 (材料費 1人当り 500円)

第2回 8月5日(水) 10時～12時
『一級建築士と作るおもしろ3Dカード!』 講師:九産大非常勤講師 有座 まさよ氏
中央公民館 大研修室 (材料費 1人当り 300円)

第3回 8月18日(火) 10時～12時
『和の教室 お茶の作法を学びましょ!』 講師:表千家 原田 英世氏
住民福祉センター 和室 (材料費 1人当り 300円)



対象 町内在住の小学校1年生～6年生の子どもとその保護者

募集定員 各講座 18組
*託児有(生後6か月～就学前 要予約・1人につき100円)

締切日 6月26日(金)

応募者多数の場合は、
社会教育課で抽選を行い、当選の方に
受講決定通知をお送りいたします。

申込窓口は社会教育課(住民福祉センター内)です。
学校ではありませんのでお間違のないように
お願いいたします。

申込・問い合わせ

社会教育課 ☎933-2600 FAX933-2741

問い合わせ

古賀市教育委員会 サンプルアが
☎040-26083

◇アクセス
JRしふ駅 徒歩5分

古賀市の文化財紹介
「鹿部田淵遺跡」

鹿部田淵遺跡は土地区画整理事業の際、発見されました。大型の建物をし字状に配した官衙的な性格の遺跡で、その重要性により現状保存されることとなり、福岡県指定史跡として選定されました。遺跡は平成22年度に歴史公園として整備をおこない、「みあけ史跡公園」として公開されています。発見された建物をイメージしたたぐさの柱と開放的な芝生の広場が特徴的な史跡公園です。公園隅の説明板を透かしてみると、たぐさの柱が建物像を浮かび上がらせ、当時の人々の活気も感じられます。ぜひ、ご活用ください(遺跡は公園の地下に保存しています)。



この企画は、糟屋地区各市町の広報担当者が、我が町をPRし、糟屋地区の地域振興に貢献することを目的として行っています。

糟屋地区広報合同企画

